

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その25）

招集年月日時刻及び場所

平成17年12月26日（月） 午後3時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二

欠席した委員の氏名

委員	石坂	千穂
委員	倉田	竜彦

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

付託事件に同じ

開会時刻 午後3時1分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく記録の提出要求の決定であります。本日、石坂委員、倉田委員は、所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、報告をいたします。

これより、本委員会に付託されました調査事件について、調査を行います。最初に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派から「提出を希望する記録の一覧表」の提出がありましたので、会派から順次発言願います。

柳田委員 求める記録は、平成14年度の知事選における陣中見舞い一覧でございます。希望する請求先は、しなやか会という形で、公的機関の保存期間が過ぎておりますので、しなやか会に対してお願いをしたいと思います。

竹内委員 2003年10月中の岡部英則氏、宮津雅則氏、田附保行氏、小林誠一氏と、田中康夫氏とやりとりしたメールのすべて。請求先は田中康夫氏です。なお、これには転送したのも含むということで、すべて記録の請求をお願いしたいと思います。

小池委員 「おはなしぱけっと号」のデザインの変更に伴いまして、県と東京の平山氏または安斎氏との間で結びました協定書を要求いたしたいと思っております。

小林委員長 わかりました。ほかにございますか。

お諮りいたします。ただいま各会派等から要求がありました記録について、知事等に対し、明年1月16日(月)までに記録の提出を求めたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

ほかにございますか。

柳田委員 お許しをいただきまして、委員会における認定を求める動議を提出させていただきたいと思っております。その認定の内容は、松林憲治氏、百条委員会に対する記録提出拒否の委員会認定の動議でございます。松林憲治氏の記録提出拒否に関しまして、提案理由を申し述べさせていただきます。

私は、本委員会におきまして地方自治法の定めに従いまして、松林憲治氏に対しまして記録請求を行いました。記録請求内容は、平成15年10月及び平成17年2月、3月の個人使用の手帳でございます。平成15年9月に松林憲治氏が企画局情報政策課長から経営戦略局参事(広報・行政システム改革担当)に人事異動をした時期に当たります。12月には同じく参事(広報広聴・政策・行政システム改革担当)となっております。この時期に住民基本台帳ネッ

トワークに関わる侵入実験が行われており、氏はこの実験に深くかかわりを持ち、本委員会においても証人尋問の対象となっています。私の調査では、この侵入実験の論功行賞として松林氏の人事異動が行われたという情報があり、この時期の氏の動きを調査する必要性がありました。また、公文書の破棄が行われた時期にも当たり、どういったかかわりがあるかを調査する必要性がありました。また9月には人事に関してホテルで行われたものもございまして、この10月といったときの松林氏の動きというものを調査する必要性があったと認識しております。

また、平成17年2月、3月は、総務警察委員会の公文書破棄に関する集中審議を行っていました。情報公開請求に対し、県が存在する文書を不存在とした重大な事件が発覚し、この対応に経営戦略局がどういった行動、指示を行ったかについて調査する必要性があり、経営戦略局長であった氏の個人手帳の記載を確認することは、極めて重要な意味を持っておりました。

委員会の調査事項に限定することから、請求期間もかなり限定をしたものであり、記録請求もプライバシーには配慮した記録請求であったと考えております。個人使用の手帳に関しては、プライバシーにかかわる情報が含まれていることから、現物を正副委員長が見て、事前に、プライバシーにかかわる部分はマスキングすることとなっていました。また、取り扱いも議員会館の指定箇所以外には持ち出さないこととし、最大限の配慮を行ったところであります。

また、手帳の実物の提出に関しては、原本性の確認に関し、本人立ち会いのもとで、正副委員長の2名のみで写しとの突き合わせを行った上、確認終了後速やかに本人に返還することが、本年8月2日に知事から文書で意見が出され、それらを確認したにもかかわらず、松林氏は、現物の手帳をマスキングした上で正副委員長に提出し、調査対象に関する事柄が記載されていたか否か判断ができない状況でありました。

この記録提出が事実上、拒否されたことにより、尋問が限定され、調査に大きな影響が及びました。また、その他の時期も記録提出を求めることができない状況を生み出したことがあったことも申し添えさせていただきたいと思っております。

以上を提案理由とさせていただきます。松林憲治氏の記録提出拒否の委員会における認定を委員長のもとにおきまして、お取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

小林委員長 ただいま動議が出されたわけですが、この動議の成立についてお諮りをいたします。御異議ございませんか。

高見澤委員 正副委員長にお尋ねしたいんですけども。ただいま柳田委員から、提出拒否の申し入れがあったわけですが。非常に私、そのものにつきましては、非常に重要性

のある課題であろうということで認識はしておりますけれども、正副委員長が松林氏から記録を提出されたときに、いろいろと説明があったかと思われませんが。その際どのような説明がなされたのか、その辺のところをお答えいただければありがたいんですが。

小林委員長 はい、わかりました。提出の折に立ち会いましたのは、正副委員長でございます。したがって、副委員長の方から詳細について報告をいたします。

宮澤副委員長 私の方で言い足りないことがありましたら委員長から補足をしていただきたいと思っておりますけれども、当初、ほかの方々の、数名の方がこのような形で記録の提出をお願いしたわけでございますけれども、この委員会で決定された方々でございます。時間を決めまして、その方々にそれぞれの記録の提出を求めたわけでございますが、松林氏を除くすべての方々は、みずから手帳を御持参されまして、私どもが内容を見た上で、百条調査権と違うところについてはということで、それぞれ目隠し等々、委員長の方からこのところは目隠しをしてください、ここはどうでしょうかとか、そういうようなやりとりがございました。その中で皆様方に、先ほど柳田委員から提案がありましたような形で、その出されたコピーについては門外不出とこういうような形で、皆さん方に記録の提供をさせていただいたわけでございます。

松林憲治氏におきましては、まず職員の同席を拒否されまして、まず出されたノートの中では、みずからマスキングをされておられまして、その指定されたページについては、私ども内容を、どういう内容か、委員長も副委員長も確認することができませんでした。出されたコピーはまるっきり白紙のコピーでございます。そこに委員長の方から、ここに何が明記されておりますか、こうですということを確認されましたときに、松林さんからは、ここには百条には関係ないことでございますという御答弁がございました。委員長から再三にわたりまして、その判断は私どもが、委員長がするところでございますので、このマスキングについては、そのいずれかぐらいはオープンにして御指摘いただけませんかとかいうような要請が委員長からございましたけれども、一切松林さんからは、ここに書かれている内容は百条のものとは一切関係ございませんのでということで、平行線をたどる一方でございました。そんなことで、皆様方に御提供させていただいた記録につきましては、白紙のコピーを閲覧いただくような状況で、一切その出されたコピー以外は、コピーすることを、この委員長、副委員長としてはお許しいただけませんので、それぞれその場所にて閲覧をして見ていただいたとおりであります。

内容的なプロセス、それから私のところで違うところがございましたり、委員長の方からお気づきのところがございましたら、訂正をしていただいたり、また説明をより深めていただければと思うところでございます。私が管理しているところはそこまででございます。以

上でございます。

小林委員長 私も全くそのとおりでございます。あえて申し上げますと、繰り返しになるのかと思いますが、相手方と合意の上で私どもはマスキングをし、それを記録として提出をしていただいたという経過でございます。よろしゅうございますか。

それでは動議について、成立ということで御異議・・・、はい、林委員。

林委員 先日も出頭拒否の認定について、討論なしで即採決されたので、非常に私自身、やっぱりその場合、認定されない場合ならそれなりの理由をきちんと言うべき機会を与えていただきたいということで、議事進行の際にそうした今後の扱いをお願いしたい。この件についても同様でございます。お願いします。

小林委員長 討論がありましたら言ってください。

林委員 今、柳田委員の方からる説明がございましたが。やっぱり私も個人手帳にはかなりいろいろな方の名前が入ってございます。だからそれは当然プライバシーにかかわる問題が多いわけでありますから、当然そうしたものについては、出すべきではないと思っておりますし、そのことの判断をどうするかという問題、これ難しい問題ですけれどもね。松林さんにしてみれば、そのことが個人情報にかかわる問題ということで塗られたとおりに判断するわけですから、そのことをもってして全部資料の提出を拒否されたという認定には当たらないのではないかというふうに思います。よって、今の動議には反対するものであります。

毛利委員 私も、今、柳田委員の方から提案されている問題では、記録の提出を拒んだということで、認定をしてほしいという動議だったと思うんですが。松林氏の個人手帳の写しに関しては、手帳そのものの写しは提出されていると。現物との確認も正副委員長立ち会いのもとにされているということですが。プライバシー保護という観点から、すべてがマスキングされているというものですよね。このことに関して、どういうふうに見るかということなんですけれども。提出を協力いただくべき相手が、プライバシーがあるということで、侵害に当たるといって判断してマスキングしているわけですので、これをもって記録提出拒否だと認定するということは、私は妥当性を欠いているというふうに思います。

さらに、百条で解明していくべき目的との関係から、この松林氏の個人手帳の内容がすべてわからなければ百条設置の目的が達成されないというものではないということで、関連性、必要性、重要性の観点から、極めて薄いものだというふうに思うわけでありまして。以上の2つの理由から、今回の記録提出について、拒否認定をするということについては反対をいたします。

高見澤委員 私は先ほど正副委員長に、松林氏が記録を提出された際の経緯をお尋ねいたしまして、お答えをいただきました。やはりその御説明の中にもありましたけれども、ほかの

記録提出を求めた方々はすべて出されてきていただいたと。それで正副委員長がその場で個人情報等の保護の立場から、立ち会いのもとで、これはどうでしょうか、これはどうかという形の中で、必要であるものについてはマスキングをして、それで私たちに提出をしていただいたということでもあります。

松林氏の記録は、私ども本当に最初見たときに、何にもないものが手帳の記録として出されたこと自身が、私は非常におかしいなというふうにそのときも思っておりました。今、柳田委員が提出拒否の理由について述べたわけですが、そこに触れられたとおりでございまして、当時としては非常に大事な課題がそこに記録としてあるのではないかというふうに考えたわけでありまして。その結果が、例えば何もなかったとしても、これはそれまでであろうかと思うんです。しかし、求めたものに対してはしっかりと記録を提出するのが当然ではなからうかというふうに思います。そういった意味においては、私は柳田委員の今回の記録提出拒否についての申し入れは、私は妥当であろうというふうに解釈いたします。

服部委員 柳田委員の松林氏の個人手帳の提出につきましては、私もぜひこれは記録の不提出ということで、認定させていただきたいとこういうふうに思っております。ですから動議は大賛成でございます。つまりプライバシーの保護に正副委員長が十分気づかって記録の提出を求めたということにつきまして、全くの白紙ということではこれは記録にならないわけでございます。それがなければすべて調査は不可能ということではないですけれども、しかし公人として、自分の行動について公開できるものはきちんと公開すべきだところ考えますので、柳田委員の、しかも期限をきちんと区切って、この調査特別委員会の調査にかかわる部分についてだけの記録の提出でございましたので、可能な限りの記録はきちんと提出すべきだところ思いますので、私も賛成をさせていただきたいところ思いますので、よろしくお願いたします。

清水委員 私も動議に賛成し、なおかつその認定をするべきだというふうに思っております。理由は、まず請求した期間につきましては、かなり限定的な期間でありまして、ただいたずらにずっととったノートを全部出せという指定をしたわけではございません。それから、先ほどから各委員おっしゃっているように、他の証人の皆さん、また関係者の皆さんは、きちっと出した中で、正副委員長立ち会いのもとでプライバシーの問題について処理をされたと。それからあと、個人的なことではあります、松林さんは県の優秀な職員でございます。知事から始まって県挙げて協力しようという体制にある中で、いくら内容は個人でありますけれども、お立場を考えればやっぱり県職員としてのトップがそういったものであるということについては、不誠実さを感じざるを得ません。したがって、内容は個人のことでありますけれども、そういった行動はやはり問題があるのではないかと。したがって、意図

的に出さなかったという判定をするには、やはり提出拒否というふうに私は断ぜざるを得ないかというふうに思っております。

木下委員 各委員の言われたとおりですが、もう一つ、先ほどの正副委員長の説明の中で、百条委員会に関係ないということを自分で決めて、それで出さなかったと。それは正副委員長と話し合いをして、その上で、違う人たちはその上でマスキングをするなり、処置をしたとこういうことですが。松林さんの場合には、自分で決めてしまって、百条委員会に関係ないからということで消してしまったとこういうことですから、それはやっぱり本人が判断するのではなくて、その正副委員長との話し合いの中でそういうことを確認していくと。これがあり方だと思いますので、そういう意味でも私は先ほどの動議に賛成いたします。

小林委員長 以上で討論を終局いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

以上で討論は終局をいたしました。そこでお諮りをいたします。松林憲治さんについては、正当な理由がなく記録の提出を拒否したものと認定するに、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。よって、記録の提出を拒否したということを、百条委員会として認定することに決定いたします。

次回委員会は、明年1月23日(月)午前10時から協議会を開催した後、引き続き委員会を開催し、これまでの本委員会における証人尋問を踏まえた論点整理を行います。

予定した事項は以上であります。この際、何か御発言がございますか。

(「なし」という声あり)

御発言がありませんので、以上をもちまして委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後3時22分